

見積内訳の検討に係る判断基準

長浜市総務部契約検査課

「低入札価格調査手続きについて」の「４ 調査の実施」に係る「見積内訳の検討に係る判断基準」を次のとおり設定する。

なお、その判断基準を１つでも満たさない場合は失格とし、すべてを満たす場合のみ詳細な調査を行う。

判断基準

- (１) 入札執行は適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (２) 当該入札者は調査に協力的であること。
- (３) 以下の項目をすべて満足すること。
 - ① 数量は発注設計図書に計上した設計数量を満足していること。
 - ② 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
 - ③ 労務費は最低賃金法に基づき定める滋賀県最低賃金を下回っていないこと。
 - ④ 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
 - ⑤ 直接工事費は、発注者の設計金額の９０％以上であること。
 - ⑥ 共通仮設費は、発注者の設計金額の８０％以上であること。
 - ⑦ 現場管理費は、発注者の設計金額の８０％以上であること。
 - ⑧ 一般管理費は、発注者の設計金額の３０％以上であること。
 - ⑨ 見積金額（入札額）は、低入札価格調査基準価格の９８％以上であること。

※ただし、上記のうち⑨について確認し、これを満足しない場合には、他の項目の調査を実施しない。

附 則

この判断基準は、平成１８年６月６日から施行する。

附 則

この判断基準は、平成２１年５月１日から施行する。

附 則

この判断基準は、平成２２年４月１３日から施行する。

附 則

この判断基準は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この判断基準は、令和４年１月１日から施行する。